

行橋市学校規模適正化基本計画（仮称）

策定にあたっての基本的な考え方

令和元年 9 月

行橋市教育委員会

目次

1	はじめに	2
2	小規模校・大規模校の教育活動の特徴	3
	（1）小規模校の教育活動の特徴	3
	（2）大規模校の教育活動の特徴	5
3	教職員定数配置基準	6
4	行橋市の現状及び推計と課題	7
	（1）行橋市における人口推移	7
	（2）児童生徒数・学級数の推移と将来予測	13
5	行橋市における望ましい学校規模の考え方	17
6	適正化の進め方	21
	（1）基本的な考え方	21
	（2）対象校	21
	（3）手法	22
	（4）学校適正配置の必要性	22
	（5）適正化の留意点	23
	（6）学校規模適正化に係る計画策定の手順	24
	資料編	25
	行橋市学校規模適正化検討委員会答申書	26

1 はじめに

近年、全国的に少子化が進み、行橋市もその傾向にあります。それに伴う小中学校の児童生徒数の減少や学級数の減少により、学校の小規模化が進みつつあります。このことにより、クラス替えのできない学校や、複式学級が存在する学校もあり、少子化の影響はすでに身近に感じられるようになっていきます。

一方で、宅地開発が進んでいる地域では、児童・生徒数が増加している学校もあるため、市内で学校規模のばらつきも生じています。

子どもたちは義務教育の中で、勉学だけではなく、集団生活を通じて切磋琢磨したり、コミュニケーション能力を身に付けたりと、実に多くのことを学びます。こうした学校教育には、ある程度の集団規模が必要となります。

学校の在り方については、学校運営や教育指導に大きく影響を与える問題であり、地域社会の在り方にも深く関わることから、行橋市においてもより良い教育環境をつくるために、市全体を視野に入れた学校規模・配置の適正化の検討の必要があります。そのため、平成28(2016)年に行橋市学校規模適正化検討委員会が設置され、平成29(2017)年3月に答申が出されました。

答申では、主に小中学校の規模及び配置の適正化に関する「基本的な考え方」について論じられており、今後はこの答申を踏まえて学校規模・配置の適正化を図っていくことが求められています。

そのため、行橋市教育委員会として、学校規模・配置の適正化についての「基本的な考え方」を策定することとします。

2 小規模校・大規模校の教育活動の特徴

学校教育では、子どもたちが集団生活を通して様々な考え方に触れたり、さまざまな体験を積んだりすることで、多くの人と協調しながら、自ら学び、考え、行動できる力を身につけていくことが求められています。

そのためには、一定の規模の児童生徒集団や、教職員数が確保されていることが必要であると考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

また、旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」の学校分類によると、小中学校ともに、学級数が1～5の学校を過小規模校、6～11の学校を小規模校、12～24の学校を適正規模校、25～30の学校を大規模校、そして、31以上の学校を過大規模校としています。(P13、図表8)学校はその規模により、教育効果や教育活動、学校運営や指導体制の面において、様々な特徴や課題があります。文部科学省の資料等によると、小規模校及び大規模校には、以下のような特徴が見られます。

(1) 小規模校の教育活動の特徴

下表の小規模校の特徴を見ていくと、子どもの数やクラスの数が少ない小規模校では、小規模だからこその特色ある教育活動やきめ細かな対応ができるなどといった利点があります。

しかし、子どもの数やクラスの数が少ないことで制約を受ける教育活動もあり、そのことが小規模校の課題であると考えます。

学校の小規模化に伴い生じるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
教育効果・教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい ・異学年間の縦の交流が生まれやすい ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある

	メリット	デメリット
学校運営・指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい

(2) 大規模校の教育活動の特徴

子どもの数も学級数も多い大規模校には、様々な人間関係に触れ、切磋琢磨する機会が増え、人数が多いことで学校行事に活気が出たり、小学校のクラブ活動・中学校の部活動で多くの選択肢ができたりするなどの利点があります。

一方で、集団の規模が大きくなりすぎると、教室数に余裕のない学校では時間割の調整が難しくなったり、校外活動においても社会科見学で大人数を受け入れることができる施設が少ないなどの制約を受けたりするなどの課題があります。

学校の大規模化に伴い生じるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
教育効果・教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい ・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい ・様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい
学校運営・指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい ・教員の出張、研修等に参加しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい ・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい

3 教職員定数配置基準

教職員定数配置基準については、図表1のように基本的には学校ごとの学級数により算出されます。

教員は授業以外にも、児童生徒指導、学校行事等の校務を行っています。そのため、1校あたりの教員の数が少ないと、修学旅行などの学年行事の調整がしにくい、一人が複数の校務分掌を担当することで負担が増す、教員同士で学習指導や生徒指導についての相談・協力が行いにくいなどの問題が発生します。

また、中学校においては全教科で常勤の教員を配置できない、主要5教科（国語、社会、数学、理科、英語）に複数の教員が配置できないため、時間割の調整がしにくい、などの問題も出てきます。

これらの問題が起こらないようにするため、また、教員の技術・指導力向上のためや学校運営面から考えても、適正な学級規模を維持することが重要となります。行橋市学校規模適正化検討委員会の答申では、基本的な学級規模の考え方について、「小学校については、クラス替えのできる12学級以上、中学校については、十分な教員が配置できる10学級以上の学校とすること。」としています。（詳細はP17に記載。）

図表 1

学校規模別教員定数 算定基礎表

（平成30年4月1日適用）

（小学校）

学級規模	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
教員	2	2	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	18
学級規模	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
教員	19	20	21	22	23	24	25	26	27	29	29	30	31	32		

（中学校）

学級規模	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
教員	5	7	7	7	9	10	11	13	14	16	17	18	19	20	22	23

※教員には教頭及び養護教諭（養護助教諭を含む。）を含まない。

※小学校の分校にあつて2学級の場合は教員3名とする。

※教頭の複数配置（小学校27学級以上、中学校24学級以上）を行わない学校の教員数については、上記表に1名を加えた数とする。

※義務教育学校で副校長・教頭の3名配置（前期・後期課程合計）を行わない学校の教員数については、上記表に1名を加えた数とする。

※教頭の配置を行う5学級の小学校の教員数については、上記表から1名を減じた数とする。

4 行橋市の現状及び推計と課題

(1) 行橋市における人口推移

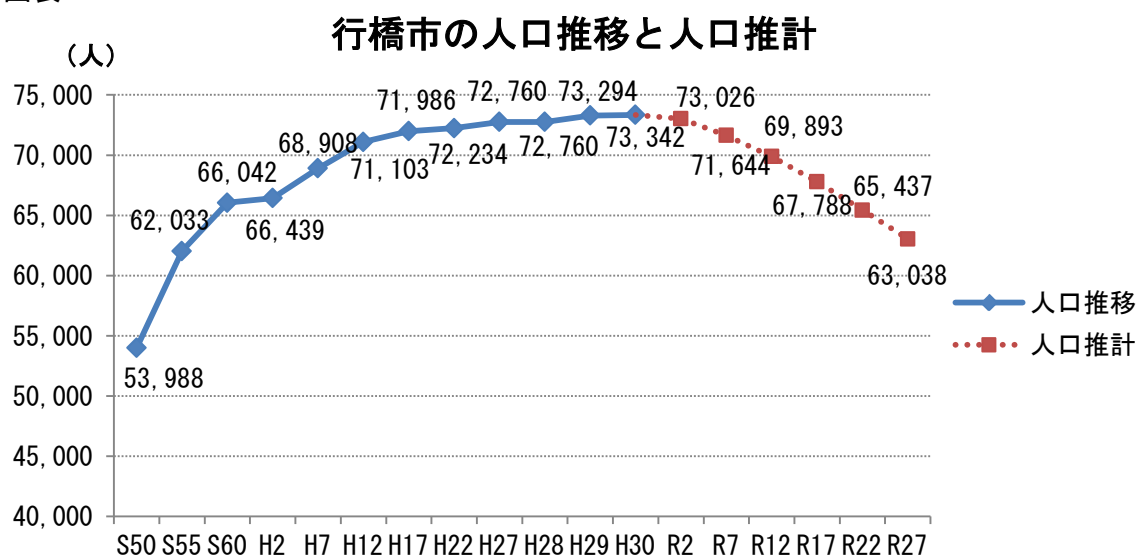
行橋市は隣接する北九州都市圏のベッドタウンとしての性格を有し、また、工場進出などにより、昭和29年の市制開始当初は約4万人だった人口は、平成30（2018）年度現在約7万3千人に増加しており、福岡県内でも数少ない人口増加都市となっています。しかし、今後は継続的に減少していくことが見込まれます。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）の推計によると（図表2）、行橋市全体の人口は平成27（2015）年の約7万3千人から30年後の令和27（2045）年には約6万3千人へ約1万人減少し、平成27（2015）年比で86.6%となる見込みです。図表3（P8）によると、特に年少人口（0～14歳）においては減少率は若年になるほどより顕著に見られ、令和27（2045）年の年少人口は、平成27（2015）年比で79.2%となり、少子化が進んでいく見込みです。

この少子化の傾向は小学校区ごとの人口推移（P9、図表4）を見ても、どの校区にも現れており、最も人口の多い校区でも、平成27（2015）年の年少人口2,148人は令和27（2045）年には1,692人（21%減）となり、最も人口の少ない校区では、平成27（2015）年の年少人口66人は令和27（2045）年には61人となる見込みです。また、年少人口、生産年齢人口及び老年人口の3区分別の人口推計（P9、図表4及びP10、図表5）を見ると、年少人口や生産年齢人口は減少する一方、老年人口は増加し、老年人口の全体人口に対する割合が増加していく見込みであることがわかります。

なお、図表6（P10）を見ると、行橋市の人口分布は行橋中学校区と泉中学校区が多くを占めていることがわかります。

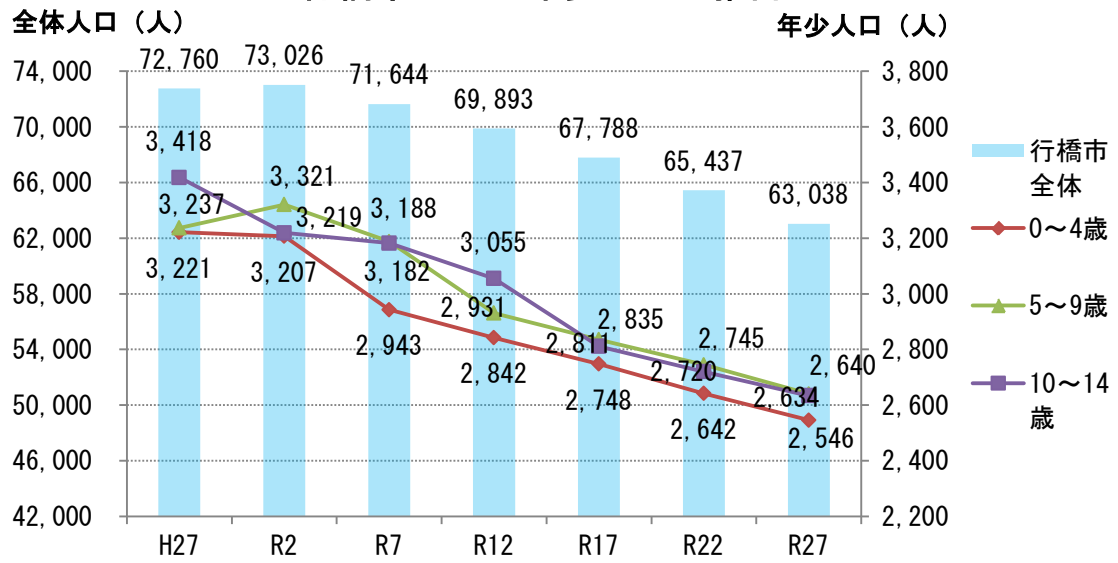
図表2



※H30はH30.9末日の住民基本台帳における実数。R2以降は、H27.9末日の住民基本台帳における実数より社人研の人口推計をもとに算出した推計値。

図表 3

行橋市人口と年少人口の推計



※H27はH27.9末日の住民基本台帳における実数。R2以降は、当該数値より社人研の人口推計をもとに算出した推計値。

図表 4

行橋市、校区ごとの3区分別人口推移(実数からの推計)

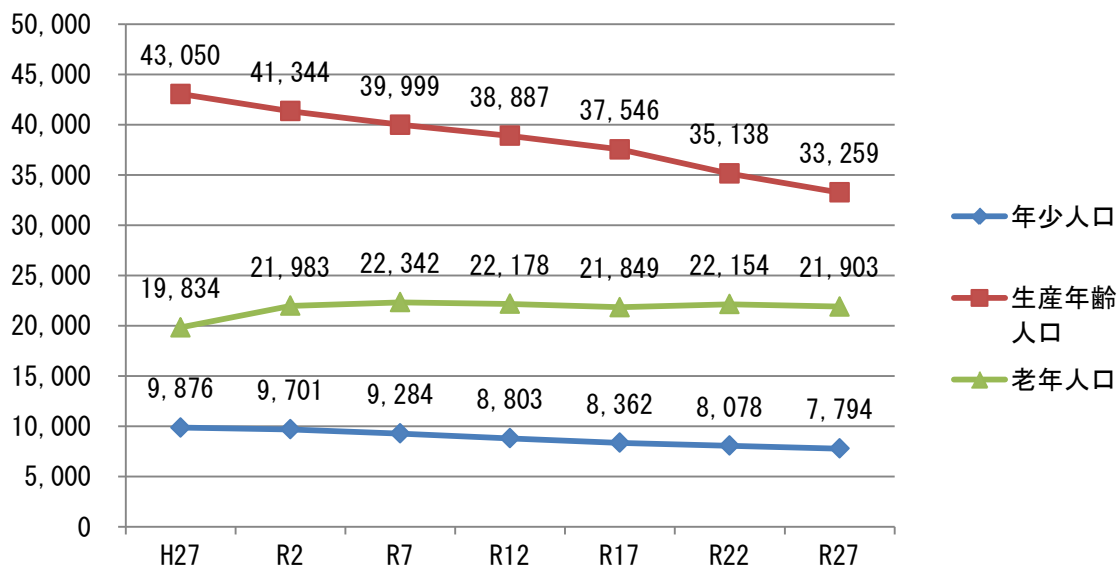
学校区	人口区分	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	H27校区人口割合	R27校区人口割合
行橋	年少	人口 1,476 割合 16.96%	1,555 17.06%	1,488 16.72%	1,411 16.29%	1,340 15.99%	1,294 16.09%	1,248 16.16%	12.0%	12.3%
	生産年齢	人口 5,359 割合 61.57%	5,528 60.64%	5,348 60.08%	5,199 60.03%	5,020 59.90%	4,698 58.43%	4,447 57.60%		
	老年	人口 1,869 割合 21.47%	2,033 22.30%	2,066 23.21%	2,051 23.68%	2,021 24.11%	2,049 25.48%	2,026 26.24%		
	校区総人口	8,704	9,116	8,902	8,661	8,381	8,041	7,721		
	年少	人口 889 割合 12.99%	865 12.45%	828 12.14%	785 11.79%	746 11.54%	721 11.55%	696 11.56%		
生産年齢	人口 3,819 割合 55.80%	3,834 55.19%	3,709 54.37%	3,606 54.15%	3,482 53.88%	3,259 52.19%	3,085 51.25%			
老年	人口 2,136 割合 31.21%	2,248 32.36%	2,285 33.49%	2,268 34.06%	2,234 34.57%	2,265 36.27%	2,239 37.19%			
校区総人口	6,844	6,947	6,822	6,659	6,462	6,245	6,020			
年少	人口 761 割合 10.88%	795 11.18%	761 10.89%	722 10.58%	686 10.35%	663 10.35%	640 10.36%	9.6%	9.8%	
生産年齢	人口 4,115 割合 58.85%	3,937 55.36%	3,809 54.50%	3,703 54.25%	3,575 53.95%	3,346 52.22%	3,167 51.25%			
老年	人口 2,116 割合 30.26%	2,380 33.46%	2,419 34.61%	2,401 35.17%	2,366 35.70%	2,399 37.44%	2,372 38.39%			
校区総人口	6,992	7,112	6,989	6,826	6,627	6,408	6,179			
年少	人口 66 割合 7.67%	75 8.88%	72 8.62%	68 8.32%	65 8.18%	63 8.13%	61 8.12%			1.2%
生産年齢	人口 420 割合 48.78%	391 46.27%	378 45.27%	367 44.92%	354 44.53%	331 42.71%	313 41.68%			
老年	人口 375 割合 43.55%	379 44.85%	385 46.11%	382 46.76%	376 47.30%	381 49.16%	377 50.20%			
校区総人口	861	845	835	817	795	775	751			
年少	人口 739 割合 12.95%	653 11.80%	625 11.49%	593 11.16%	563 10.92%	544 10.91%	525 10.91%	7.8%	7.6%	
生産年齢	人口 3,271 割合 57.34%	3,022 54.60%	2,924 53.76%	2,843 53.52%	2,745 53.24%	2,569 51.51%	2,432 50.56%			
老年	人口 1,695 割合 29.71%	1,860 33.60%	1,890 34.75%	1,876 35.32%	1,848 35.84%	1,874 37.58%	1,853 38.52%			
校区総人口	5,705	5,535	5,439	5,312	5,156	4,987	4,810			
年少	人口 954 割合 10.14%	882 9.68%	844 9.41%	800 9.12%	760 8.91%	734 8.87%	708 8.86%			12.9%
生産年齢	人口 5,255 割合 55.87%	4,748 52.14%	4,594 51.20%	4,466 50.90%	4,312 50.56%	4,035 48.77%	3,819 47.79%			
老年	人口 3,196 割合 33.98%	3,477 38.18%	3,534 39.39%	3,508 39.98%	3,456 40.53%	3,504 42.35%	3,464 43.35%			
校区総人口	9,405	9,107	8,972	8,774	8,528	8,273	7,991			
年少	人口 2,148 割合 15.32%	2,108 14.80%	2,017 14.47%	1,912 14.09%	1,816 13.81%	1,754 13.88%	1,692 13.93%	19.3%	19.3%	
生産年齢	人口 8,824 割合 62.93%	8,546 59.99%	8,268 59.33%	8,038 59.22%	7,761 59.03%	7,263 57.47%	6,875 56.60%			
老年	人口 3,051 割合 21.76%	3,592 25.21%	3,651 26.20%	3,624 26.70%	3,570 27.15%	3,620 28.65%	3,579 29.47%			
校区総人口	14,023	14,246	13,936	13,574	13,147	12,637	12,146			
年少	人口 880 割合 16.30%	915 16.46%	876 16.11%	831 15.70%	789 15.40%	762 15.47%	735 15.53%			7.4%
生産年齢	人口 3,290 割合 60.94%	3,284 59.06%	3,177 58.44%	3,089 58.36%	2,982 58.20%	2,791 56.67%	2,642 55.82%			
老年	人口 1,229 割合 22.76%	1,361 24.48%	1,383 25.44%	1,373 25.94%	1,353 26.41%	1,372 27.86%	1,356 28.65%			
校区総人口	5,399	5,560	5,436	5,293	5,124	4,925	4,733			
年少	人口 538 割合 13.57%	518 13.09%	496 12.80%	470 12.45%	446 12.19%	431 12.24%	416 12.29%	5.4%	5.4%	
生産年齢	人口 2,508 割合 63.27%	2,387 60.32%	2,309 59.60%	2,245 59.45%	2,168 59.25%	2,029 57.64%	1,920 56.74%			
老年	人口 918 割合 23.16%	1,052 26.59%	1,069 27.59%	1,061 28.10%	1,045 28.56%	1,060 30.11%	1,048 30.97%			
校区総人口	3,964	3,957	3,874	3,776	3,659	3,520	3,384			
年少	人口 1,216 割合 13.51%	1,149 13.01%	1,099 12.67%	1,042 12.31%	990 12.05%	956 12.04%	922 12.04%			12.4%
生産年齢	人口 5,209 割合 57.86%	4,797 54.31%	4,641 53.51%	4,512 53.30%	4,356 53.02%	4,077 51.33%	3,859 50.40%			
老年	人口 2,577 割合 28.63%	2,886 32.68%	2,933 33.82%	2,912 34.40%	2,869 34.92%	2,909 36.63%	2,876 37.56%			
校区総人口	9,002	8,832	8,673	8,466	8,215	7,942	7,657			
年少	人口 209 割合 11.23%	186 10.50%	178 10.19%	169 9.88%	161 9.68%	156 9.65%	151 9.65%	2.6%	2.5%	
生産年齢	人口 980 割合 52.66%	870 49.12%	842 48.20%	819 47.89%	791 47.56%	740 45.76%	700 44.76%			
老年	人口 672 割合 36.11%	715 40.37%	727 41.61%	722 42.22%	711 42.75%	721 44.59%	713 45.59%			
校区総人口	1,861	1,771	1,747	1,710	1,663	1,617	1,564			

※H27はH27.9末日の住民基本台帳における実数。R2以降は、当該数値より社人研の人口推計をもとに算出した推計値。

図表 5

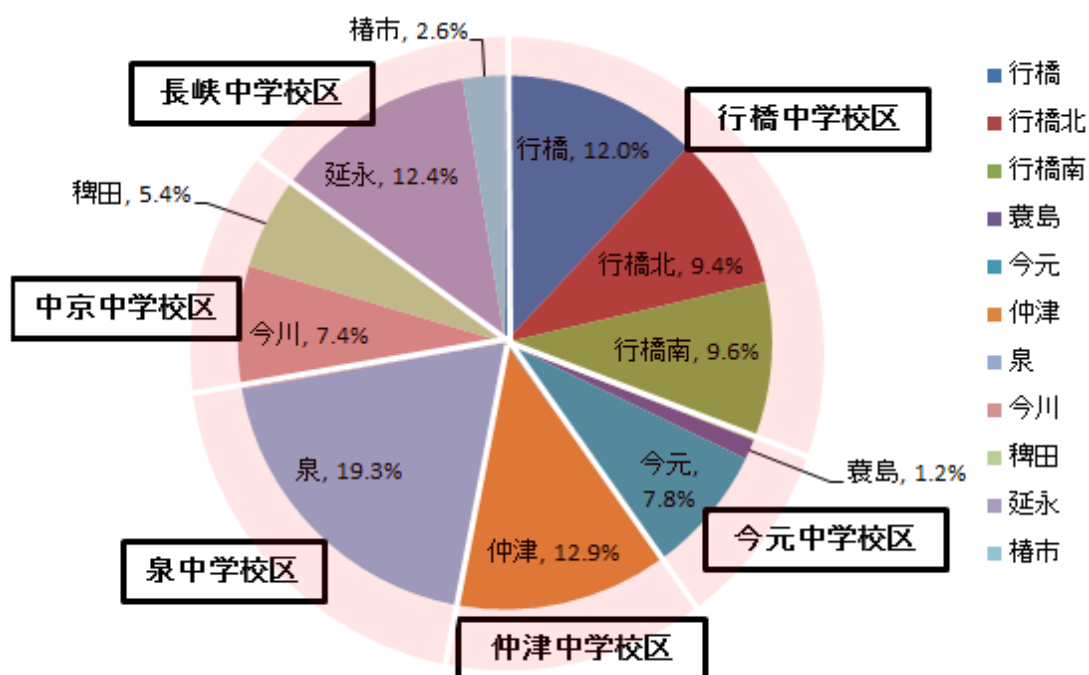
各区分別人口（人）

行橋市の3区分別人口推計



※H27はH27.9末日の住民基本台帳における実数。R2以降は、当該数値より社人研の人口推計をもとに算出した推計値。

図表 6

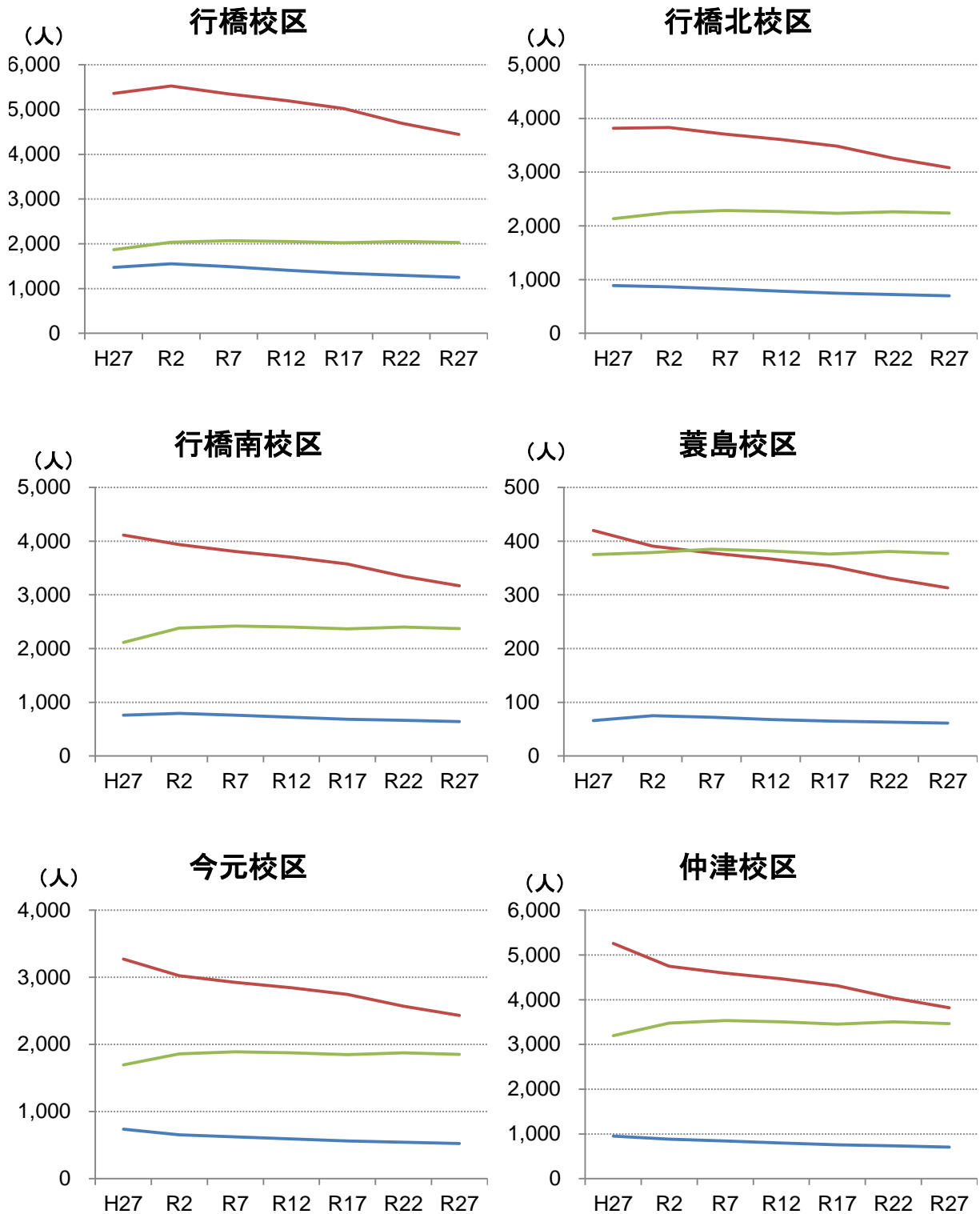


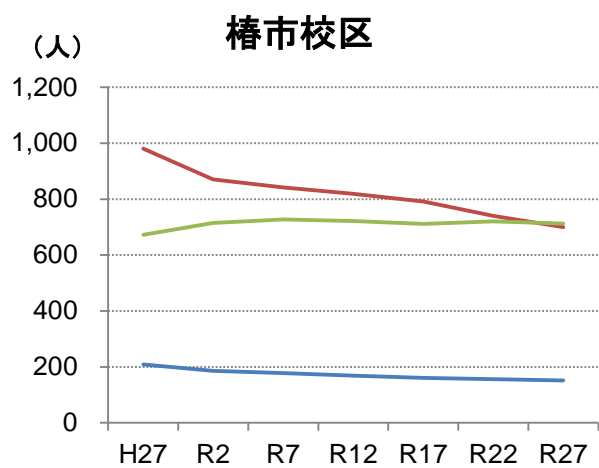
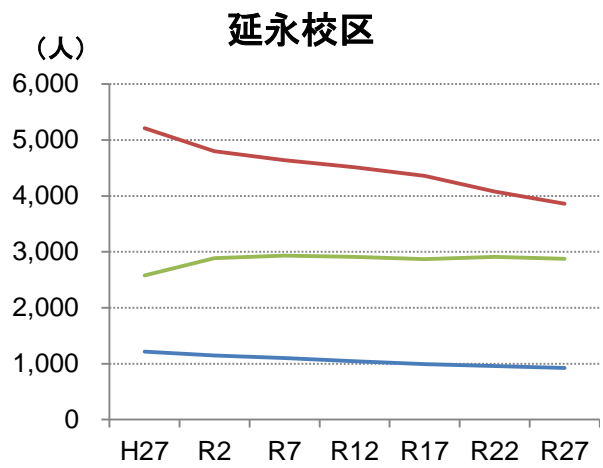
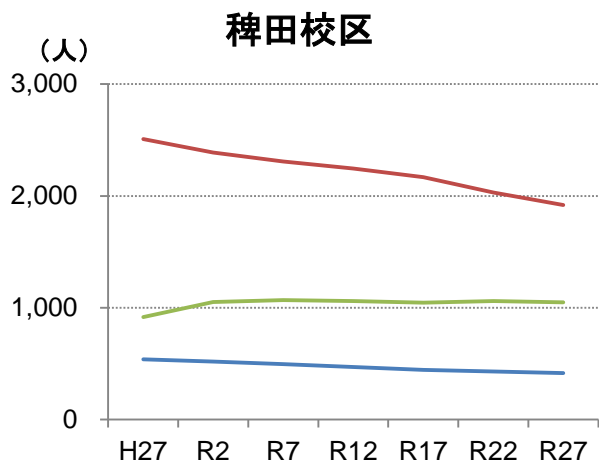
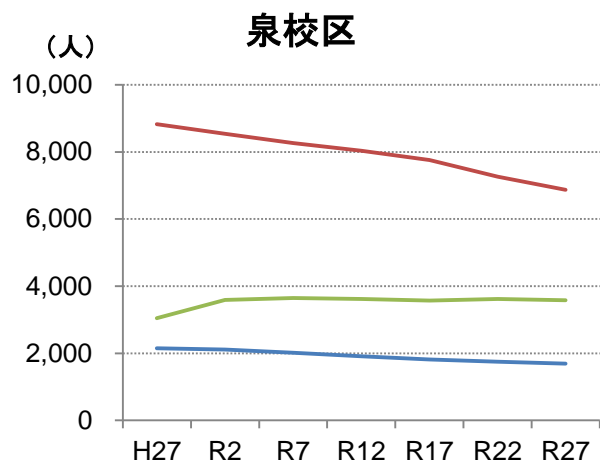
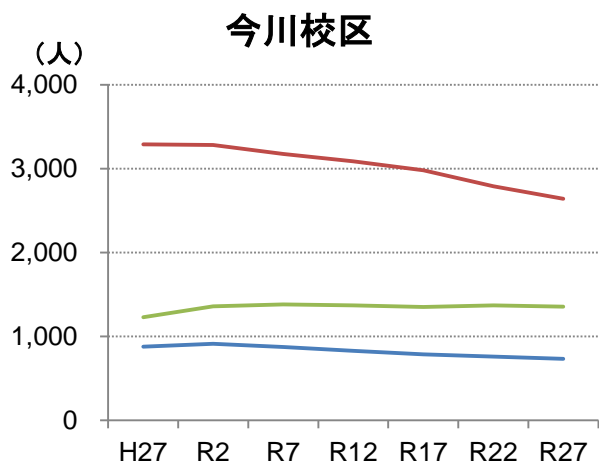
図表 7

(凡例)

— 年少人口 (15 歳未満) — 生産年齢人口 (15~64 歳) — 老年人口 (65 歳以上)

※H27 は H27.9 末日の住民基本台帳における実数。H32 以降は、当該数値より社人研の人口推計をもとに算出した推計値。





(2) 児童生徒数・学級数の推移と将来予測

行橋市についても、少子化の傾向を反映して、図表9のとおり、小学校の児童数は昭和55年度の6,770人(186学級)を、中学校の生徒数は昭和60年度の3,493人(96学級)をピークに、それぞれ約50～60%減少しています。今後の推計についても、図表10(P14)のように児童・生徒数は平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけては微増傾向にある学校もありますが、今後30年間でさらに約20%減少する見込みです。それに伴い、小学校においては、1学年1クラスという状況が発生し、クラス替えのできない学年のある小規模校(1校12学級未満)は、図表8及び図表12(P15)のとおり平成30(2018)年度には全11校中4校だったものが令和27(2045)年度には7校に増える見込みです。

学級数が少ないことで直ちに適正化の対象となるとは言えませんが、行橋市全体として学校の小規模校化が進んでいくことは間違いありません。

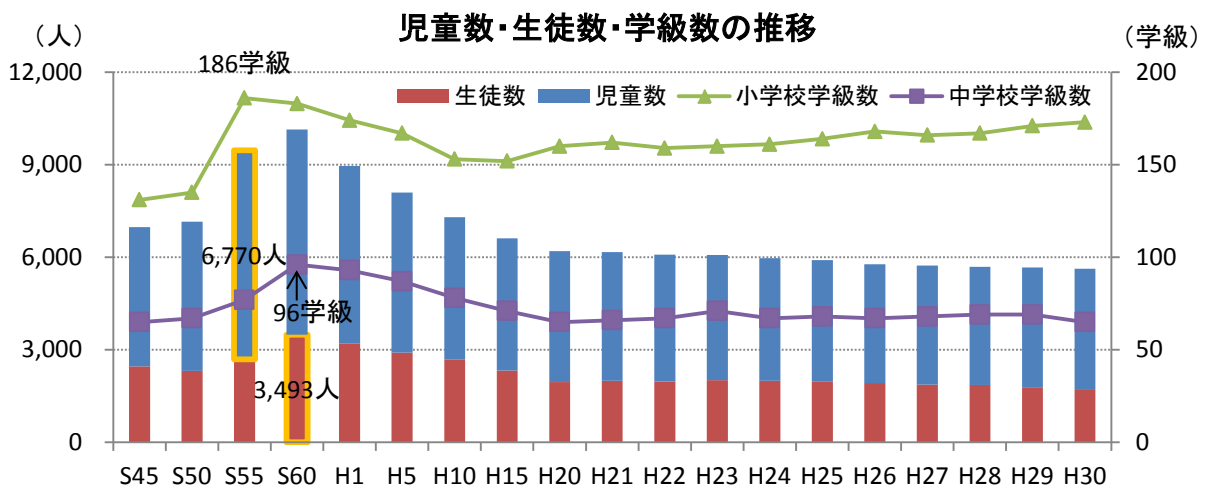
図表8

旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」の学校分類による行橋市の学校数

学校規模			過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上
学級数			1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上
行橋市の学校数	小学校	H30	1	3	5	1	1	0
		R27	1	6	3	1	0	0
	中学校	H30	1	3	2	0	0	0
		R27	1	5	0	0	0	0

(平成30(2018)年度時点)

図表9



※特別支援学級の児童・生徒・学級数を含む。

図表 10

児童・生徒数の推計

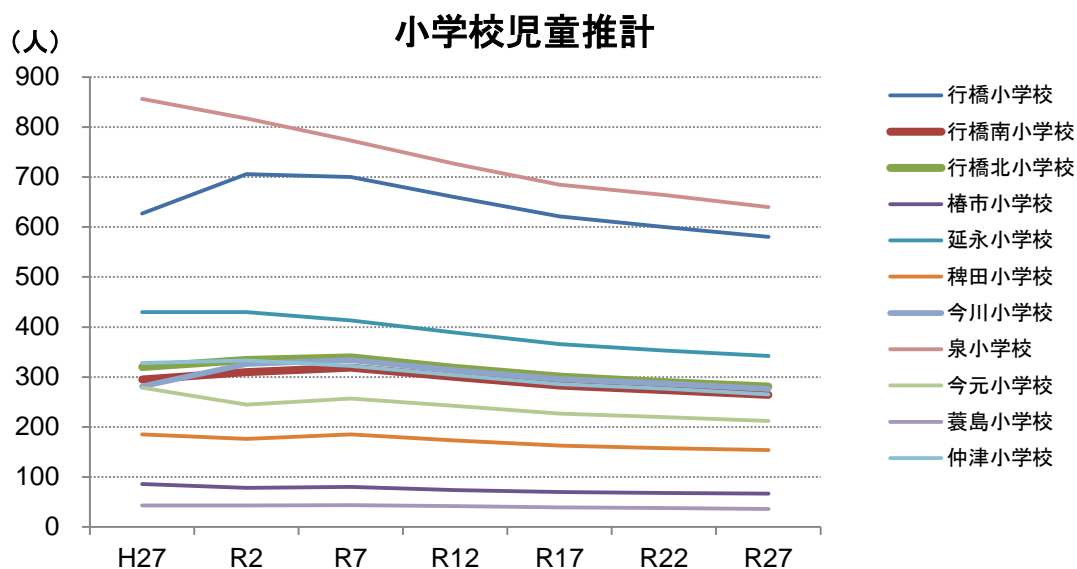
	児童数						
	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
行橋小学校	627	706	700	660	621	600	580
行橋南小学校	295	310	319	300	283	274	264
行橋北小学校	320	334	339	318	301	290	281
椿市小学校	86	78	80	74	70	68	67
延永小学校	430	430	413	389	366	353	342
稗田小学校	185	176	185	173	163	158	154
今川小学校	281	326	334	313	296	287	276
泉小学校	856	817	773	726	685	664	640
今元小学校	279	245	257	242	227	220	212
菟島小学校	43	43	44	42	39	38	36
仲津小学校	328	333	322	304	286	277	265
計	3,730	3,798	3,766	3,541	3,337	3,229	3,117

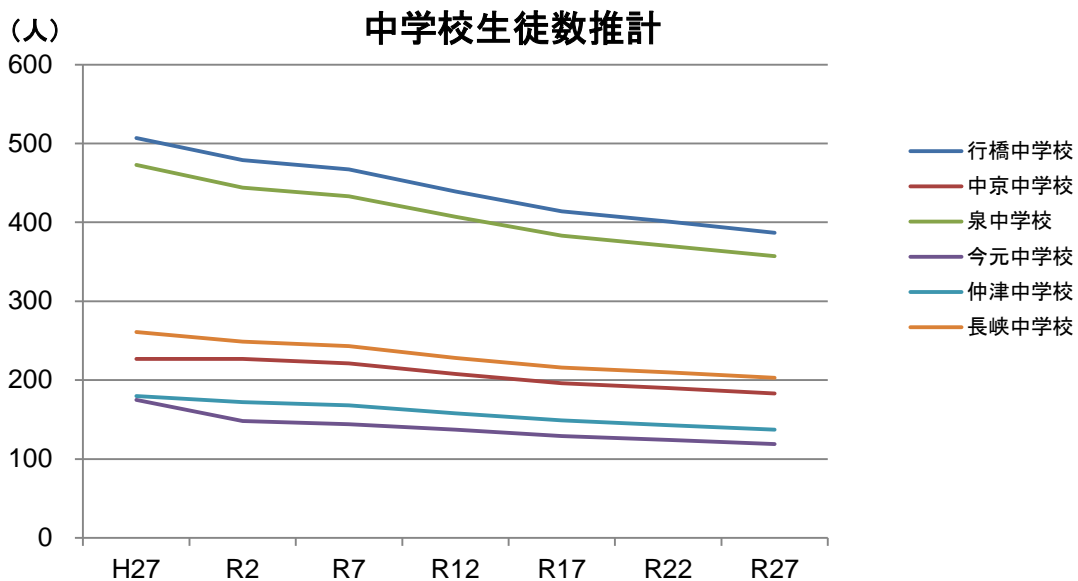
	生徒数						
	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
行橋中学校	507	479	467	439	414	401	387
中京中学校	227	227	221	208	196	190	183
泉中学校	473	444	433	407	383	370	357
今元中学校	175	148	144	137	129	124	119
仲津中学校	180	172	168	158	149	143	137
長峡中学校	261	249	243	228	216	210	203
計	1,823	1,719	1,676	1,577	1,487	1,438	1,386

※H27は平成27年5月1日現在の児童生徒数。R2以降は、当該数値より社人研の人口推計をもとに算出した推計値。

※特別支援学級の児童生徒数を含まない。

図表 11





図表 12

学級数の推計

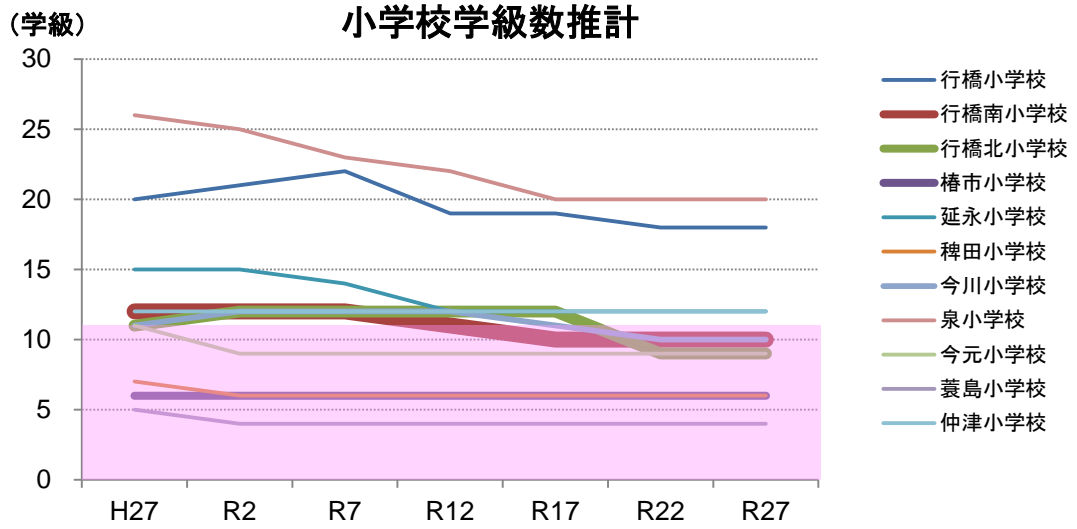
	学級数						
	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
行橋小学校	20	21	22	19	19	18	18
行橋南小学校	12	12	12	11	10	10	10
行橋北小学校	11	12	12	12	12	9	9
樺市小学校	6	6	6	6	6	6	6
延永小学校	15	15	14	12	12	12	12
稗田小学校	7	6	6	6	6	6	6
今川小学校	11	12	12	12	11	10	10
泉小学校	26	25	23	22	20	20	20
今元小学校	11	9	9	9	9	9	9
葦島小学校	5	4	4	4	4	4	4
仲津小学校	12	12	12	12	12	12	12
計	136	134	132	125	121	116	116

	学級数						
	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
行橋中学校	15	13	13	12	12	12	11
中京中学校	7	7	7	7	6	6	6
泉中学校	13	13	13	11	11	11	10
今元中学校	6	5	5	5	5	5	5
仲津中学校	6	6	6	6	6	6	6
長峡中学校	9	8	8	6	6	6	6
計	56	52	52	47	46	46	44

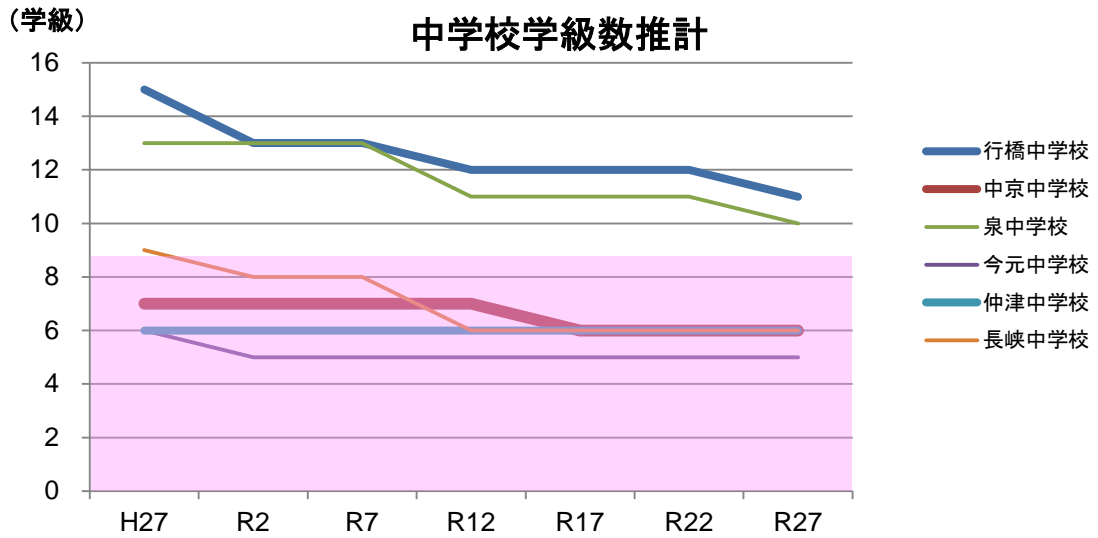
※H27 は平成 27 年 5 月 1 日現在の学級数。R2 以降は、図表 10 の児童生徒数を基に算出。

※特別支援学級数を含まない。

図表 13



※行橋市学校規模適正化検討委員会の答申における望ましい学校規模である12学級未満を網掛けしている。



※行橋市学校規模適正化検討委員会の答申における望ましい学校規模である10学級未満を網掛けしている。

5 行橋市における望ましい学校規模の考え方

ここまで、国が示す適正規模の基準や小規模校・大規模校の特徴、本市における小中学校のこれまでとこれからの児童生徒数や学級数について述べてきました。

また、本市では、少子高齢化及び人口減少問題による児童生徒数の減少に伴い、市立小中学校の小規模化が進行する中で、学校生活、学校運営等に関する諸問題を調査し、学校の適正規模、適正配置等について検討するため、平成28（2016）年6月に地域や保護者、教員、学識経験者等により構成される「行橋市学校規模適正化検討委員会」を設置しました。

検討委員会では、子どもたちにとって望ましい教育環境を実現するために必要な学校規模・学校配置について、教育効果や学校運営、通学距離等の面から検討を行い、平成29（2017）年3月に以下の答申が出されました。

<行橋市学校規模適正化検討委員会の「答申」>

答 申

1. 基本的な規模の考え方について

- ・小学校については、クラス替えのできる12学級以上、中学校については、十分な教員が配置できる10学級以上の学校とすること。
- ・複式学級については、早急に解消に努めること。

2. 学校規模適正化計画策定にあたって留意すべき事項

- ・学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災、地域の交流の場等、各地域のコミュニティの核としての性格を有しているため、地域住民と十分に協議・調整を行うこと。また、やむを得ず学校統合を行う場合は、地域の意見を尊重しながら、学校に代わる地域コミュニティづくりについて、全市的な視点で考えること。
- ・それぞれの学校がおかれている地域の地理的条件を踏まえ、通学時間については「おおむね1時間」を目安とし、通学時の児童生徒の安全確保には特に配慮すること。また、通学距離が遠距離となる場合は、何らかの通学支援策を検討すること。
- ・やむを得ず学校統合を行う場合は、学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、統合する学校間において、児童生徒や保護者、教職員の相互交流や合同行事の開催等、円滑な統合に向けた取り組みを進め、児童生徒の精神

的な負担軽減を図ること。

- ・長期的に大規模化が予想され、かつ、学習環境や学校運営面で支障が生じる恐れがある場合は、課題解決に向けて何らかの策を講じること。
- ・その他、学校規模適正化を進めるにあたっての具体的な手順や手法及び時期等については、総合教育会議等において教育委員会と首長との緊密な連携の下で進めること。

以上のことを踏まえ、学校規模適正化に向けた具体的な検討を行うこととするが、行橋市の地理的条件や今後予想される人口減少等のさまざまな実情を考え、慎重に進めること。

※資料編に全文を掲載。

○ 学校規模の考え方

図表10～13（P14～16）の本市の児童生徒数及び学級数の将来推計を見ると、さらに学校の小規模化が進むことが予想されます。P3の「学校の小規模化に伴い生じるメリット・デメリット」が示すとおり、小規模校ではメリットもありますが、教育効果や学校運営におけるデメリットも多く、学級数の減少等学校の小規模化に伴いデメリットが顕在化する傾向にあります。また、併せて、行橋市学校規模適正化検討委員会から、上記のとおり答申がなされていることも踏まえ、児童生徒のよりよい教育環境をつくるため、市教育委員会では小中学校の望ましい学校規模については、次のように考えます。

＜望ましい学校規模＞

小学校	クラス替えのできる12学級以上
中学校	十分な教員数が配置できる10学級以上

図表 14 <望ましい学校規模>に照らした現状(平成 30(2018)年度)の学校規模

小学校名	学級数		中学校名	学級数	
	12学級未満	12学級以上		10学級未満	10学級以上
行橋小学校		○	行橋中学校		○
行橋南小学校		○	中京中学校	○	
行橋北小学校		○	泉中学校		○
樺市小学校	○		今元中学校	○	
延永小学校		○	仲津中学校	○	
稗田小学校	○		長峡中学校	○	
今川小学校		○	計	4	2
泉小学校		○			
今元小学校	○				
葦島小学校	○				
仲津小学校		○			
計	4	7			

※特別支援学級数は除く。

※少人数学級への取組

小・中学校の学級編成については、国の法令により定められています。国の法令では、小学校1年生が35人以下の学級編成、2年生以上は40人以下の学級編成となっています。

また、福岡県では小学校1年生だけでなく、2年生でも35人以下の学級編成としています。したがって、福岡県下の小学校では、基本的には小学校1・2年生が35人以下学級、3年生以上が40人以下の学級編成となっています。

少人数学級の利点としては、学級の規模を小さくすることで先生と子どもたちのふれあいが密になる、子どもの実態に即した柔軟な指導が可能になることなどが挙げられ、児童生徒指導上の課題の減少等の効果があると考えられています。

一方で、学級の人数は、少なければ少ないほど良いというものではないと、市教育委員会では考えています。学校教育において、児童生徒は、学級活動や学校行事など、集団の中で成長することも多く、ある程度的人数は学級に必要と考えられるためです。

全国的に、学年を問わず少人数学級への取組を進めている自治体もあることから、本市においても、そのような情勢や効果、ニーズを勘案しながら、検討を進めていきます。結果、少人数学級の範囲を広げることとなった際には、必要に応じて今後作成予定のこの「基本的な考え方」に基づく「行橋市学校規模適正化基本計画（仮称）」に反映させてまいります。

※通学距離の考え方

学校の再編や通学区域の変更を実施する場合、通学路の変更に伴い、通学路での安全確保や児童生徒の通学距離にも配慮する必要があります。行橋市学校規模適正化検討委員会より出された答申における「留意すべき事項」を踏まえて、市教育委員会として、通学距離については、次の

ように考えます。

「通学時間が概ね1時間以内」となる通学距離を、行橋市では小学校は3km、中学校は4kmとします。

また、直線距離と通学距離との比を1：1.3と考え、通学時間が概ね1時間以内となる直線距離は、

○小学校 $3\text{ km} \div 1.3 \approx 2.3\text{ km} \Rightarrow$ 概ね2.3km

○中学校 $4\text{ km} \div 1.3 \approx 3.1\text{ km} \Rightarrow$ 概ね3.1km

とします。

図表 15 現在の各小中学校の通学区域ごとの学校から最も離れた地点までのおおよその直線距離

小学校名	距離(km)
行橋小学校	2.9
行橋南小学校	1.9
行橋北小学校	1.3
椿市小学校	2.5
延永小学校	2.1
稗田小学校	2.9
今川小学校	2.4
泉小学校	2.5
今元小学校	2.6
菟島小学校	1.3
仲津小学校	2.3
平均	2.2

中学校名	距離(km)
行橋中学校	2.9
中京中学校	3.2
泉中学校	2.5
今元中学校	3.6
仲津中学校	2.5
長峡中学校	3.7
平均	3.1

6 適正化の進め方

(1) 基本的な考え方

今後増加すると見込まれる小規模校について、図表 16 に示す学校規模による対応区分により、学校統合等による適正化を検討します。小学校には複式学級や全学年単学級の学校が存在する一方、中学校については、現在、学年単学級が一枚あるのみです。そのため、当面は、小学校を優先して取り組みます。

(2) 対象校

市内全域の市立小学校の中で、将来にわたって適正規模を回復することが見込めない小規模校を対象とします。

対象校の選定にあたっては、まずは、小規模校の中でも課題が大きいといわれる複式学級の存在する小学校と学年単学級の存在する小学校を適正化を検討する必要がある学校として、次のとおり、A～Cの3グループに分類します。

図表 16 学校規模による対応区分

対応区分		基準
A区分 (短期)	早期に対応が必要な規模	複式学級のある学校 全学年単学級の学校
B区分 (中期)	近い将来に対応が必要となる規模	半数以上の学年に単学級のある学校
C区分 (長期)	今後の推移を見ながら対応する必要がある規模	一つ以上の学年に単学級のある学校

図表 16 では、学級数のみにより基準を設定しましたが、さらに、1学級あたりの児童数も重要な要素となります。

習熟度別授業や、グループ活動、交流活動を通した多様な意見の創出など、学習・生活・係活動等や、集団で行う体育種目や音楽の合唱・合奏等の活動の効果を検討すると、一定の人数が必要であると考えます。

また、現在の学級編成における人数の基準で考える場合、例えば、1年生が36人であれば、18人の学級で2学級編成となり、3年生が41人であれば、20人と21人学級の2学級編成となります。そのため、1・2年生では最低18人学級、3年生以上では最低20人学級となる場合があります。

これらのことから、市教育委員会としては、1学級あたりの児童数は、最低20人～25人程度確保することが望ましいと考えます。

以上より、ある程度の学校規模を確保し、子どもたちによりよい教育環境を提供するために、上記条件に該当した小学校のうち、1学級当たりの望ましい児童数も考慮しながら、優先度の高いものから近隣の小学校との統合等を検討していく必要がありますが、小学校のみならず中学校を含めた当該中学校区内の学校の望ましい姿を検討することも重要です。そのため、小中9年間を見通した小中一貫した教育の重要性や中学校の学級数等の将来推計を勘案しながら、施設一体型の小中一貫校等の検討も併せて行っていきます。

(3) 手法

小規模校にあつては、基本的には学校統合により、適正規模の確保に努めますが、対象校を隣接する学校に編入する統合だけではなく、新たな学校をつくる統合も視野に入れて考えます。

また、「(2) 対象校」で示す基準以外に、学校個別の懸案事項（教室不足など）が生じた場合は、基準に当てはまらなくても、学校統合等を踏まえた検討を行います。

さらに、適正化の対象となる小学校が属する中学校区と隣接する中学校区の年少人口推移や、それぞれの施設の老朽化等の状況、地理的・地勢的な側面や生活圏などを勘案した結果、望ましい学校規模を確保するために小学校及び中学校の通学区域の見直しも必要と考えられる場合、既存の学校区にとらわれず、ある程度の広い範囲での地区ブロックごとに検討を進めることも必要です。

なお、大規模校にあつては長期的に大規模化が予想され、かつ、学習環境や学校運営面で支障が生じるおそれがある場合は、分離新設や通学区域の変更等により、適正規模の確保に努めます。

学校規模適正化にあつては、まちづくりにも影響を与えることから、地域の関係団体及び市の関係部局と連携を図りながら、「(5) 適正化の留意点」に配慮し調整を図っていきます。

(4) 学校適正配置の必要性

行橋市では、今後も小・中学校の小規模化が進むと見込まれています。児童生徒の良好な教育環境を今後も確保していくためには、学校統合や通学区域の変更なども含めて、適正な学校規模を確保することが求められます。

しかしながら、度重なる学校統合や通学区域の変更は、児童生徒や保護者、学校、地域にとって大きな負担になると考えられます。

また、小・中学校の学校施設は昭和40～50年代に建設されたものが多く老朽化が進み、更新の時期を迎えていることや、これからの教育に対応するためにも、計画的な更新や改修が求められます。

そのため、長期的な視野を踏まえ、児童生徒の良好な教育環境を確保し続けられる学校の適正配置を考える必要があります。

(5) 適正化の留意点

①子どもを中心に

子どもの身体的・精神的な負担を最小限に抑え、学校生活に影響することがないように配慮し、統合する学校間の児童生徒や保護者、教職員の相互交流や合同行事の開催等、円滑な統合に向けた取り組みを進めていきます。常に「子どもを中心にした視点」を持って、子どもにとって最適な教育環境を目指して、取り組みを進めていきます。

②小中一貫教育

行橋市では、小・中9年間を見通した円滑な教育の実施に資するため、小中一貫した教育を推進しています。義務教育9年間を通じて実施する小中一貫教育を実施するための、義務教育学校や小中一貫型小・中学校の設置についても、学校規模適正化にあたって併せて検討していきます。

③安全で安心な通学環境の確保

学校の統合や分離、通学区域の変更を行った場合は、通学路や通学距離も変わることが予想されます。

通学路が変更される場合は、検討の段階から保護者や地域の方々とともに通学路の安全確認を行ったり、意見を伺いながら、安全で安心な通学路を確保できるように進めていきます。

また、市が考える望ましい通学距離を超える通学距離となる場合には、児童生徒の負担を軽減するためのバス利用等、保護者や地域の方々の意見も参考にしながら解決策を検討します。

④災害時の避難所や地域コミュニティの核としての機能

学校は災害時の避難所や、地域コミュニティの核としての機能も持っています。各地域における、学校を中心とした人と人とのつながりや、長い歳月をかけて地域行事等を通して形成されてきた地域社会は大変重要であり、学校の配置が変わった場合も、これらの機能を果たすことができるように、保護者や地域の方々の意見も参考にしながら進めていきます。

また、地域との連携を深める場とする観点から、学校施設の社会施設や福祉施設との複合化や余裕教室の活用促進等、地域の実情に合った学校施設の整備についても、併せて検討します。

⑤既存の学校施設を有効に活用しながら、安全・安心な環境づくり

学校を統合する場合、まずは、既存の学校用地や施設を活用することを検討します。

また、新しい学校となる校舎は建築年や施設状況により、建て替え、改修、耐震補強等を計画的に行い「安全・安心な教育環境」を整えます。

⑥時代に適応した学校づくり

施設面で時代にふさわしい新しい機能を備えて、「確かな学力」や「豊かな心」、そして、自ら学び、考え、行動できるような「生きる力」をもった子どもの育成に取り組むやすい教育環

境としていきます。

⑦小規模に対する考え方

本市には、小規模特認校制度を実施している学校や、学校を核とした小さな拠点としての機能を有する小規模校もあります。学校規模適正化を検討する際には、「望ましい学校規模」を基本として市全体の学校のあり方について考えていきますが、これら小規模校のあり方については、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨を鑑みながら、検討します。

⑧統合により使用しなくなった学校用地・施設の跡利用

統合により使用しなくなった学校の建物や土地の利用については、市民の共有財産として、地域の方々の意見や要望を参考にしながら検討します。他用途として使用することとなった場合も、定期的に施設利用の継続について検討します。

(6) 学校規模適正化に係る計画策定の手順

①「行橋市学校規模適正化基本計画（仮称）策定にあたっての基本的な考え方」の策定

「行橋市学校規模適正化基本計画（仮称）策定にあたっての基本的な考え方（案）」について、パブリックコメントを募集し、広く市民の方々のご意見をいただき、反映してまいります。

②「行橋市学校規模適正化基本計画（仮称）」の策定

「行橋市学校規模適正化基本計画（仮称）策定にあたっての基本的な考え方」を基に作成した「行橋市学校規模適正化基本計画（仮称）（案）」について、適正化の対象校となった小学校を含む中学校区において、説明会を行います。その際は、適切な広報手段（市報、ホームページ、地域説明会等）を検討し、丁寧で分かりやすい説明を心がけ、理解を求めてまいります。

その後、パブリックコメントを募集し、広く市民の方々のご意見をいただき、計画に反映してまいります。

③「地区別実施計画（仮称）」の策定（※対象校のみ）

「行橋市学校規模適正化基本計画（仮称）」の中で、適正化の対象校となった小学校を含む中学校区において地区別懇談会を実施し、適正化の手法や実施時期等について、ご意見等をいただきます。そこで出していただきました意見や要望等について、保護者や地域の方等を委員とした学校規模適正化検討協議会で協議を行い、その内容や結果を基に「地区別実施計画（仮称）」を策定いたします。

資料編

答 申 書

平成29年3月16日
行橋市学校規模適正化検討委員会

1. はじめに

全国的に少子高齢化及び人口減少が進む中で、各地で学校統合や通学区域再編を通して学校規模の格差是正を図る学校規模適正化が進められています。行橋市立小学校及び中学校においても、今後児童生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進行することが予想されます。学校の在り方については、学校運営や教育指導に大きく影響を与える問題であり、地域社会の在り方にも深く関わることから、行橋市においてもより良い教育環境をつくるために、市全体を視野に入れた学校規模適正化の検討が求められています。

そこで、本委員会は、平成28年8月16日に行橋市教育委員会教育長より行橋市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する諮問を受け、これまで7回にわたり協議を重ねてきました。学校規模適正化を進めることは、とりわけ子どもや保護者、さらには地域住民にとって大きな環境変化を伴うものであり、検討にあたっては、将来の児童生徒数の推移を踏まえ、実情に沿った内容となるよう努め、あらゆる視点から慎重に検討を行いました。

答申では、主に「小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方」並びに「適正化に向けた具体的な方策」について論じており、今後はこの答申に沿って学校規模の適正化を図ることを求めています。

行橋市教育委員会におかれましては、この答申の趣旨と内容をよく検討し、より良い教育環境の整備と学校教育の充実のために、速やかに最大限の努力をしていただくことを期待しております。

平成29年3月

行橋市学校規模適正化検討委員会
委員長 児 玉 弥 生

2. 学校規模・配置の適正化の目的

学校は、児童生徒の一人ひとりを尊重するとともに、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につける場である。したがって充実した学校教育を実現させるためには、各学校においては児童生徒の一定の集団規模の確保が重要である。

行橋市では、宅地開発が進み、児童・生徒数が増加している学校がある一方で、クラス替えができないような小規模な学校もみられる。今後は少子高齢化及び人口減少問題に伴い、学校の小規模化が進むことが予想される。

このようなことから、学校規模・配置の適正化により、児童・生徒数や学級数、学校運営上の課題の改善を図り、次代を担う子どもたちが等しく望ましい教育を受けることができる環境を整備することを目的としている。

3. 行橋市内小中学校の現状と課題

○ 現状

近年の少子化の影響により本市の児童生徒数は年々減少を続け（表1）、旧文部省助成課の資料「これからの学校施設づくり」における学校規模の分類（表3）によると、小学校11校中5校が小規模校、1校が過小規模校、中学校6校中4校が小規模校となっており、小学校の過小規模校には複式学級が存在している。住環境の整備等により児童数が増加傾向にある小学校もあるが、本市の将来的な人口推計である「行橋市人口ビジョン」（表2）を見ると、全体的に児童生徒数の減少による学校の小規模化が進むことが予想される。

表1 市内小中学校の学級数・児童生徒数推移

	学校名	H24(2012年)		H25(2013年)		H26(2014年)		H27(2015年)		H28(2016年)	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
小 学 校	行橋小学校	539	18	542	18	585	19	627	20	656	20
	行橋南小学校	336	12	327	12	305	13	295	12	283	11
	椿市小学校	83	6	84	6	83	6	86	6	86	6
	稗田小学校	200	7	199	7	198	7	185	7	182	6
	延永小学校	478	17	465	16	435	15	430	15	415	15
	今川小学校	295	12	288	12	285	12	281	11	294	12
	泉小学校	910	27	917	28	859	26	856	26	848	27
	今元小学校	296	13	287	13	288	12	279	11	266	11
	叢島小学校	51	6	47	5	46	5	43	5	44	5
	仲津小学校	389	13	376	13	337	12	328	12	312	12
	行橋北小学校	327	12	325	12	317	11	320	11	310	11
小 計	3,904	143	3,857	142	3,738	138	3,730	136	3,696	136	

	学校名	H24(2012年)		H25(2013年)		H26(2014年)		H27(2015年)		H28(2016年)	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
中 学 校	行橋中学校	542	14	555	15	535	15	507	15	510	15
	中京中学校	242	7	225	7	220	7	227	7	228	7
	泉中学校	495	14	475	13	481	13	473	13	461	13
	今元中学校	182	6	189	6	188	6	175	6	178	6
	仲津中学校	239	8	209	7	191	6	180	6	176	6
	長峡中学校	267	9	279	9	270	9	261	9	250	9
	小 計	1,967	58	1,932	57	1,885	56	1,823	56	1,803	56

表2 「行橋市人口ビジョン」による将来推計

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
5~9歳	3,198	3,073	3,020	3,026	2,844	2,824	2,772
10~14歳	3,539	3,197	3,072	3,019	3,025	2,843	2,824
市全体	70,467	69,685	68,598	67,042	65,254	63,216	61,421

表3 旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」の学校分類による行橋市の学校数

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模	
			適正規模				
学級数	1~5	6~11	12~18	19~24	25~30	31以上	
行橋市の学校数	小学校	1	5	3	1	1	0
	中学校	0	4	2	0	0	0

○ 課題

一般的に学校規模が小規模以下（11学級以下）の学校のメリット・デメリットは次のとおりであり、メリットもある一方でデメリットが多く、学級数の減少に応じてデメリットが顕在化する傾向がある。

将来的に児童生徒数の減少、学級数の減少による学校の小規模化が予想される中、教育効果や教育活動面での児童生徒への影響、学校運営や指導体制面での様々な制約といったデメリットを如何に最小化し、子どもたちにとっての望ましい教育環境を整えていくかが課題である。

学校規模が小規模以下（11学級以下）の学校のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
教育効果・教育活動	・授業や学校行事等での発表の機会が多くなる	・クラス替えが全部又は一部の学年でできず、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない ・児童生徒が多様な考え方や意見に触れる機会が確保されにくい ・人間関係が固定化しやすく、修復が難しくなる場合がある

<p>学校運営・指導体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の学習状況や学習内容を把握しやすくきめ細やかな指導が行いやすい ・余裕を持って設備や備品を使うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい ・教員一人あたりの校務や行事に関わる負担が重くなる ・中学校では常勤の教科担任を配置できない可能性がある
------------------	---	--

4. 学校規模・配置の適正化に関する基本的な考え方

学校の規模・配置の適正化については、子どもの学習環境、学校運営、地域コミュニティの形成等多方面にわたって影響を及ぼすことから、様々な視点から検討することが必要である。

また、学校は子どもたちが多くの時間を過ごし、仲間たちとともに学びあう場所であり、その環境を整え、子どもたちを大切にしていくことは我々大人の責務であると言える。

本委員会では、児童生徒を含めた人口減少が予想される中、将来を担う子どもたちにとって理想的な教育環境はどうあるべきかを最も重視し検討・議論を行った。

○ 適正規模の考え方

学校教育法施行規則では、学校規模の標準は、小中学校ともに「12学級以上18学級以下」であるが、「特別な事情があるときはこの限りでない」とされ、各自治体における様々な状況・課題を勘案しながら検討を行えるよう弾力的なものとなっている。行橋市の小中学校のうち、この基準と合致するのが小学校は11校中3校、中学校は6校中2校のみであり、地理的条件等様々な諸条件から、この基準のみで一律に学校規模を論ずることは適切ではない。

本委員会としても、行橋市の現状や教育的な観点等多方面から総合的に議論することが望ましいと考え、次の視点から検討を重ねた。

【教育効果、教育活動】

学校の役割は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての資質を養うことを目的としており、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要である。

そのためには、一定の学校規模を確保することが必要となる。加えて、クラス替えを行うことにより、児童生徒同士の人間関係を配慮した学級の編成を可能にし、児童生徒に新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができることから、少なくともクラス替えができる1学年あたり複数学級以上の学校規模が望ましい。

また、複式学級については、一人一人の学習状況等を把握しやすく、きめ細やかな学習指導がしやすい、児童生徒が相互に学びあう活動を充実させることができる等のメリットがあるが、一方で限られ、固定化された人間関係の中での学習指導となり児童生徒が多様な個性に出会い切磋琢磨する教育活動ができない、異なる学年が一つの教室で授業を受けるため指導計画や方法の面で課題が生じる等、児童生徒が学ぶ教育環境としては好ましいものとはいえない。

従って、複式学級が存在する状態が長期的なものである場合は、早急に解消に努めていくことが望ましい。

一方で、大規模校については、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる、きめ細やかな指導を行いにくい、児童生徒間の人間関係が希薄化しやすくなる等の課題が生じる可能性がある。そのため、長期的に児童生徒数が増加し、学校の大規模化による教育効果への支障が見込まれる場合は、必要な改善策を検討することが望ましい。

【学校運営、指導体制】

学校運営を行う上で直面する課題に組織的に対応し、習熟度別指導や専科指導を行うことができるといった柔軟な学校運営を行うためには、一定の教員数が確保されることが必要である。さらに、教員同士が互いに切磋琢磨しながら相互支援、指導技術の相互伝達、情報共有を図ることや、柔軟な指導方法をとれるようにするためには、1学年あたり複数学級以上の学校規模が望ましい。

また、中学校においては教科担任制であるため、各教科に常勤の教員を配置でき、なおかつ授業時数の多い主要5教科（国語、社会、数学、理科、英語）に複数の教員が配置できる学校規模が望ましい。

大規模校については、教員が十分な共通理解を図る上で支障が生じ、特別教室の利用にあたって授業の割り当てや調整が難しくなる可能性がある。そのため、長期的に児童生徒数が増加し、学校の大規模化による学校運営、指導体制への支障が見込まれる場合は、必要な改善策を検討することが望ましい。

○ 適正配置の考え方

【通学への配慮】

国の通学距離の基準は、小学校は概ね4 km以内、中学校は概ね6 km以内とされているが、通学時間が概ね1時間以内をおおよその目安として、通学路の整備や安全対策を検討するとともに、子どもたちの負担や、地域の実情を考慮した学校の配置が望ましい。

【地域社会への配慮】

各地域における、学校を中心とした人と人とのつながりや、長い歳月をかけて地域行事等を通して形成されてきた地域社会は大変重要であることから、このことを踏まえた上で十分に協議・調整を図ることが望ましい。

以上のようなことから、行橋市の望ましい学校規模として、

- ・小学校は、クラス替えのできる1学年あたり複数学級以上が望ましい。
- ・中学校は、教科担任制となるため、主要5教科での複数教員の配置を含む全教科で常勤の教員が配置できる10学級以上が望ましい。

という結論に至った。

よって、当委員会では以下のとおり答申をする。

答 申

1. 基本的な規模の考え方について

- ・小学校については、クラス替えのできる12学級以上、中学校については、十分な教員が配置できる10学級以上の学校とすること。
- ・複式学級については、早急に解消に努めること。

2. 学校規模適正化計画策定にあたって留意すべき事項

- ・学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災、地域の交流の場等、各地域のコミュニティの核としての性格を有しているため、地域住民と十分に協議・調整を行うこと。また、やむを得ず学校統合を行う場合は、地域の意見を尊重しながら、学校に代わる地域コミュニティづくりについて、全市的な視点で考えること。
- ・それぞれの学校がおかれている地域の地理的条件を踏まえ、通学時間については「おおむね1時間」を目安とし、通学時の児童生徒の安全確保には特に配慮すること。また、通学距離が遠距離となる場合は、何らかの通学支援策を検討すること。
- ・やむを得ず学校統合を行う場合は、学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、統合する学校間において、児童生徒や保護者、教職員の相互交流や合同行事の開催等、円滑な統合に向けた取り組みを進め、児童生徒の精神的な負担軽減を図ること。
- ・長期的に大規模化が予想され、かつ、学習環境や学校運営面で支障が生じる恐れがある場合は、課題解決に向けて何らかの策を講じること。
- ・その他、学校規模適正化を進めるにあたっての具体的な手順や手法及び時期等については、総

合教育会議等において教育委員会と首長との緊密な連携の下で進めること。

以上のことを踏まえ、学校規模適正化に向けた具体的な検討を行うこととするが、行橋市の地理的条件や今後予想される人口減少等のさまざまな実情を考え、慎重に進めること。